

第6回政務活動費のあり方検討会 議事録

日時 平成28年11月22日(火)

午前11時～11時40分

場所 議事堂 8階 第3委員会室

出席者

・検討会委員

村上和久(座長)、佐藤則寿(副座長)、舎川智也、江西照康、島隆之、橋本雅雄、横野昭、村石篤、南俊正、鋪田博紀、赤星ゆかり

・事務局

久世議会事務局長、後藤次長、横山庶務課長、齋田主任、谷囑託職員

・傍聴人(議員、一般)

議員12人、一般0人

・報道関係

21人

議事録

村上座長： それでは、ただ今から政務活動費のあり方検討会を開催いたします。報道関係の皆さんにあらかじめ申し上げます。他の委員会などで、委員の後ろにまわってということがございました。委員の後ろにまわることのないよう、あらかじめお願い申し上げます。本日は、補欠選挙後の初めての検討会であり、新人の皆さんが出席しておられますので、それぞれ自己紹介をお願いいたします。

舎川委員： 舎川です。今回、政務活動費あり方検討会で、注目されていますいろんな問題もありますので、しっかりと検討してつめていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

江西委員： 自民党新風会の江西です。このたび政務活動費のあり方について、強い意見を受けてきておりますので、失礼な発言はあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

島委員： 会派光の島です。一生懸命がんばりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

村上座長： 本日の議事録の署名委員に舎川委員、江西委員を指名いたします。これより協議事項に入ります。本日の協議事項は、お手元に配布のとおり

りであります。前回の検討会において、政務活動費に係る改善案を取りまとめましたが、その中で運用指針については、補欠選挙後に各会派の委員等で構成する作業部会を設置し、事例研究等を行いながら、改定作業を行うとしております。そこで本日は、この作業部会の設置について、作業部会の構成や運用指針の策定手順などについて協議し決定したいと思っております。最初に、お手元の資料について事務局から説明させていただきます。

横山庶務課長： お手元の資料の2枚目をご覧ください。政務活動費のあり方検討会・「運用指針策定作業部会」の設置について(素案)を説明させていただきます。まず、目的としましては、政務活動費における本市議会における事例研究を行いながら、運用指針の改定作業を行うものでございます。次に作業部会員の構成としましては、部会長1名を置くこととしまして、部会長がやむを得ず欠席する場合は、部会長が指名する部会員が、職務を代理することといたします。部会員につきましては、16人会派の自民党さんは6名を割振り、4人以下の会派の場合は各1名を割振り計8名、合計で14名の構成といたします。このことにつきましては3枚目の資料をご覧ください。まず左側の会派構成按分表1をご覧ください。特別委員会、諸会議につきましては、所属議員数に応じまして、表に記載のとおり按分率を用いまして割振り人数を調整したところでございます。次に右側の会派構成按分表2をご覧ください。運用指針策定部会につきまして、メンバーを14人として按分率を求めますと、表の左側の率となります。人数の割振りとなりますと、整数で考えないといけませんので、按分率を整数とした場合の数値が表の右側に記載の数字でございます。自民党さんは6名、その他の会派は1名の割振りでございます。長月の会からは、部会にメンバーを出さないことを確認しておりますので、ゼロとしております。以上の考え方で、各会派からは最低1名の割振りを行えることとなり、また会派のバランスも考慮できるのではないかと考えております。元の資料に戻ります。事務局員は2名程度、作業部会の運営事務を担当することといたします。運用指針の策定手順につきましては、まず作業部会で、運用指針の改定に係る協議、検討を行い、次に運用指針の改定素案を取りまとめ、あり方検討会の正・副座長に報告をいたします。あり方検討会で、改定素案を協議、検討のうえ、取りまとめ、協議結果を議長に報告し、最終的に各派代表者会議で、改訂後の運用指針を決定することといたします。その他としましては、会議は公開といたします。また、報道取材および一般傍聴を認め、要約筆記した会議録も公開することといたします。説明は以上です。

村上座長： それでは協議に入ります。まず作業部会の構成について委員の皆さんのご意見をお伺いいたします。

江西委員： 按分率というのは通常、人数に対する按分で、他の会議でも同様の考え方になるのですか。

横山庶務課長： 先ほどの会派構成按分表1を再度、見ていただきたいと思います。特別委員会や他の会議でも同様に按分率を求めまして、それで人数を調整して決定したところでございます。同じような考えでございます。

赤星委員： 他の会派の方々のご意見も聞いてみたいのですが、4人会派の場合に、

1. 4人が切捨てで1人になっておりますが、切捨てではなくて4人会派からは2人ずつ出すようにしてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

村上座長： 座長の思いを申し上げます。今回は特に、1人会派も2人会派からもぜひ出ていただきたいとの思いで、0.4人の按分でも1人といいたしました。その割合ですと1人で1人ですから、全員が委員となるという按分になってしまいます。1人の会派で1人出てくるということは、所属議員が16人の自民党は、16人のところ16人出てくるということになってしまいます。按分率が少数のところ随分と配慮したつもりであります。4人のところは、4人の意見をまとめてお1人が出ていただいて発言していただくということでご理解いただけないかとの思いで申し上げたところでございます。そのような思いでありますのですが、他の会派の皆様はいかがお考えでございましょうか。

佐藤副座長： 公明党会派としましては、4人会派ですが、赤星委員のおっしゃるように2人という考えもあるでしょうが、この按分表を見まして他の会派の方に配慮すると最優先に考えまして、1人でも大丈夫だと私どもは判断をしました。他の会派もご了解いただければ、この案でいきたいと思えます。

村上座長： 他にご意見は。

江西委員： 4人会派の新風会の意見としては、切捨てられるというのは引っかかるのと、今回、政務活動費の条例を読みますと、基本的に会派に振分けられるものであって、問題の大きかった会派の方の意見よりもそれ以外の方の意見が反映されるような機会を設けていただければと思います。私どもの意見として2人出ればと思います。

村上座長： 4人の意見をまとめることはできませんか。4人の意見をまとめて、1人と言うことに問題があるとは思わないのですが。わざわざ2人出てきて、4人の意見をまとめて言うよりも、1人会派、2人会派から1人ずつ出ていただくことに重きを置いたほうがよろしいのではないかとと思うのですが、ご理解いただけませんか。

江西委員： 1人ということであれば、頑張って会派の意見をまとめたいと思えます。

村上座長： 赤星委員どうでしょうか。

赤星委員： 私の最初の思いは、作業部会なので、事例を示しながら皆さんの意見を相談し合ってやれればなと思ったのです。切捨てられてるという思いがありました。

村上座長： 切捨てということではなくて、少数の会派のご意見も伺うということで、4人のご意見を1人でまとめて来ていただき、4人分の意見を発言していただくことで補完できるものと思いますので、先ほどご提案申しました人数でご理解いただけますでしょうか。

参加委員： はい。(全委員異議なし)

村上座長： それではそのように取り扱うことといたします。なお、作業部会の部会員の指名につきましては、11月24日木曜日の正午までといたしますのでよろしく願いいたします。次に運用指針の策定手順について委員の皆様のご意見を伺います。

村石委員： 運用指針の策定手順について、まず新しい会派へ必要な資料の提供をお願いします。説明会には運用指針が提出されておりますが、そのほか

に政務活動費の支出に必要な事務様式の例、提出する証拠書類の取扱いなどの資料を提供することが必要であります。それと、議長宛に出された不正・不適切請求資料は全ての会派へ資料提供することが必要であると思います。そういうところに目を通したうえで、議論をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

村上座長： ご趣旨はよくわかりました。新しい方への説明についてはどこまで。

横山庶務課長： 補欠選挙で当選された新任の議員さん方には、議会説明会という場で庶務課の事務をご説明したわけですが、その中で政務活動費についてはかなり時間を割きまして、あり方検討会の協議結果や運用指針についても主な事項について説明をいたしたところです。

村上座長： 冒頭に事例研究を行いながらと申し上げたところでございますが、村石委員のおっしゃったように当然資料が必要かと思っておりますので、作業部会の事例研究の中で何が必要か言っていただければ十分対応ができるものと思っております。

村石委員： 作業していくうえでの大まかなスケジュールで、いつまでにまとめるのか計画を立てる必要があると思いますが、今のところ案はあるのでしょうか。

村上座長： 12月定例会が目前にせまっておりますので、その前に第一回作業部会を開催したいと考えております。その中で日程を詰めていただければと思っております。

横野委員： 作業部会で内容を検討して、改めてあり方検討会にお諮りして、最終的に各派代表者会議で結果をとると、例えば、その内容によっては条例改正が必要となる場合、12月議会中にも開催しながら、1月中にはある程度の方針を出さないと次の作業に入れないと思います。条例改正を求めべき内容だとすると、遅くとも2月中旬には結論を出さないと3月議会に提案できないと思います。急ぎだと思っておりますので、そのあたりを認識して作業部会の委員を選んでいただきたいと思います。

村上座長： 1月末までには、作業部の改定素案を決めていただき、あり方検討会に、指針の改定について報告をいただく。2月の上旬にあり方検討会を行うという予定にしております。各派代表者会議で改定後の運用指針を決定し、その後第三者チェック機関等の構成を協議するという手順を進めていきたいと考えております。

村石委員： わかりました。

赤星委員： 運用指針策定作業部会の目的に係る、事例研究を行いながらというときに、不正の全容解明がなされていないわけですよね。10月28日に自民党会派さんが最終調査報告を議長に提出されて、各会派に既に配られています。その後からもいろいろ新聞報道されてきておりますし、これまで指摘してきたことや報道関係が取材されてきたことについても解明されていないものがいろいろあります。全容解明無しに作業を進めていくことはできないと思います。それ抜きでやってしまうと、意味がないことになってしまいます。全容解明をするということについて、改めて皆さんにご意見を伺います。私達はやはり百条委員会が必要であると繰り返し申し上げてきております。事例研究の前に全容解明はどうなんでしょうか。

- 鋪田委員： 私は自民党会派の調査責任者をやっておりますが、赤星委員のおっしゃった全容解明というものがピンときておりません。報告書を出した後に自民議員が辞めていますが、われわれは当該議員から報告を受けた中でハンコを押している事例でありましたし、事例研究の中で自分も説明できると思います。全容解明という言葉がよくわかりません。今後、新しい事例が出てくれば、当然、会派として対応しますし、作業部会の中で、事例として報告いたします。
- 村上座長： 各会派は、今までの事例を全て持っているはずですが、それを全て解明しないと前に進まないとなると、議論になりません。前にも言いましたが、改善策を策定するために、持っている事例で議論を進めていくということで方向は一致していると思っております。
- 赤星委員： 単なる事例に留まらず、不正・疑惑と報道されたものについて解明されていないと申し上げているんです。先日の新聞で、辞めた事務員さんの証言のことも報道されましたが、出ていない市政報告会の資料を付けていたことが常態化していた件でも、何回お聞きしてもお答えが無いわけですね。そういうのを何で解明しないで運用指針を改定できるのかと繰り返し申し上げます。市民の方からも全部ウミを出し切ってくださいと言われておりますので、新人議員の皆さんもそうだと思うんですが、そのことを言っているんです。
- 村上座長： このことは前にも申し上げましたが、この場合は会派および議員を弾劾する場ではないのです。このことは、「一事不再議」でご意見を求めます。
- 佐藤委員： 公明党会派として、全容解明していくことは当然だと思っておりますが、今後不測の事態でもない限り、事例研究で他都市の判例なども踏まえて、今できることをしっかりとやり日本一厳しい運用指針を作っていくという思いです。座長が言われたように、2月には運用指針を作り上げたいという思いは皆さんと一緒にだろろうと思っておりますので、2月にはひとつの形にしたいとの思いで、まずはスタートを切りたいと思っております。
- 村石委員： なぜそういうことが起こったのかという原因解明は必要だと思っております。医療事故が起きると、ヒヤリハットという委員会があり、まず罰を与えず、みんなで正直に議論して次にそういう事故が起きないようにするために話し合います。このように、究明しながら運用指針を作っていくことが必要だと思っております。百条委員会の趣旨は、罰則があるといいますが、行政事務の誤りを正すためのものという意味合いがあります。この場で百条委員会の議論は適当ではないと思っております。
- 村上座長： 運用指針の策定手順について、他ご意見はありませんか。無いようですので、先ほど申し上げた素案どおりの手順を進めて行きたいと思っております。よろしく申し上げます。次に、会議を公開することについてはいかがでしょうか。
- 赤星委員： 会議を公開するとしていただいたことについて、歓迎しております。
- 村石委員： 結構です。公開で。
- 橋本委員： 公開して市民の皆様いろいろな聞いていただくことは良いと思いますが、画期的な意見が出てくればよいのですが、公開によって少し萎縮してしまうことがあると困るかなと思っておりました。皆さんが公開でということであれば、異論ございません。

- 村石委員： 橋本委員のご意見を少し補足しますと、いろいろなケースを議論するわけですけど、できれば議員名を伏せて議論することも必要ではないかと思えます。
- 島委員： 公開することはとても有効かと思えます。市民の皆さんは、何をやっているのかよくわからないというところが一番かと思えます。ただし、いろいろ議論していく中で、全てとなると厳しいところもあるかなと思えます。そのあたりを判断してやっていただければよいと思えます。市民の皆さんは何が行われているのかすごく注目されていますので、この後のわれわれの動きで、これが富山スタンダードだと示していけるように、この議会が進められていけばよいと思えます。
- 鋪田委員： 村石委員のおっしゃったことに加えて、会議録も公開されることになりましたが、議員個人名が出ると結局糾弾することになるので避けたほうがよいと思えます。あと、取引対象となった個人名なども会議録を作る場合に配慮していただきたいと思えます。新聞などで疑惑があると報道されたことを事例研究で議論していかなければならないが、具体的事例が出すぎてしまうと、不正じゃないのに不正のように広まったりして、各会派で大変な影響を被ることになるので、留意しながらやっていきたいと思えます。
- 横野委員： 政務活動費のあり方を現在の指針に従った方法で支出したつもりが、そうではなかったという解釈と、政務活動費の使い方を今の条例に必ずしも合わせなければならないのか、つまりこれは政務活動費には該当しないという決め方もあるのではないかと作業部会で検討しなければならないと思っています。政務活動費自身を厳密に考えて、今度からはずしましようというような部会にしていけないと、条例にあがっているもの全てを適用しなければならないとは私は思っていません。政務活動費の項目の中で、全く使っていないものもあります。政党の問題や会派の問題もあって、認める認めないものを具体的に部会で検討しなければと思えます。条例の根本をどう理解するか、どう活かすか、逆にどこをはずすことが出来るのかを考えた作業部会にしないと思い切った改革はできないと思えます。公開は公開でよいと思えますが、常識的な意見交換をしていかないといけないと思えます。
- 村石委員： 横野委員の言うことに賛成です。いわゆるホワイトリストを作り、こういうものに使ったらどうかとみんなが理解したうえで、あいまいな表現を極力避けて、指針を作っていくのが基本になると思えます。
- 村上座長： 今は公開についてどうかという議論です。つい力が入って、中身のほうまで議論がいつていますが、公開することによる懸念がございます。私も当初は公開に消極的に思っておりましたが、市民の皆様の注目が高いということで、あえて公開というご提案を申し上げたところであります。かえって公開することによって、焦点がぼやけることのないようにしてほしいですが、議論が白熱するあまりプライバシーの配慮が欠けたり、特定の個人を責めたりということがあっても困るということで、十分配慮されて話が進むことを期待しております。参加された委員全員が、十分理解されたうえで作業を進めていただければと思えます。以上座長として、お願いをしておきたいと思えます。それでは、会議は公開とするというこ

とでよろしいですね。

参加委員： 異議なし。

村上座長： それでは、そのように決定をいたしました。日程でございますが、第一回の開催日をご提案申し上げてよろしいでしょうか。第一回運用指針策定作業部会は、11月25日金曜日午後2時から議会会議室で開催していただきたいと思います。いかがでしょうか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： それでは異議なしと認めます。それでは、そのように取り扱うことといたします。これで本日の協議は終了いたしました。これをもって、政務活動費のあり方検討会を閉会いたします。ご苦労様でした。